

## 東公園一帯整備基本構想策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 東公園一帯整備基本構想（以下「構想」という。）を策定するため、東公園一帯整備基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 構想の策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、構想策定に関し教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) スポーツ振興の見識を有する者又は団体を代表する者

(3) 教育関係者又は学校を代表する者

(4) 商工団体又は観光関連団体の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにする。

4 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する地域団体のうちから、当該委員が適當と認める者を代理委員

として選任し、会長が認めた場合に協議会に出席させることができる。この場合において、第2項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員（出席代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

- 5 委員（会長及び副会長を除く。）にやむを得ない事由があり、会長が必要と認める場合においては、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（会議の公開）

第7条 会議は原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りではない。

- 2 会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は、津島市教育委員会傍聴人規則に準ずるものとする。

（委員の報酬）

第8条 委員の報酬については、予算の範囲内においてこれを支給する。

（意見の聴取）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（部会）

第10条 協議会に、構想の策定及びこれに関する調査について意見聴取を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会委員及び担当部署の職員により構成する。
- 3 部会委員は、会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 部会は、部会長が招集し、これを統括する。
- 7 部会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 構想の原案等に対して意見を述べること。
  - (2) 関係団体の意見聴取を行うこと。
- 8 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第11条 協議会に構想の原案等の検討及び作成を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、関係行政機関の担当部署の職員により構成する。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、津島市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月4日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。